令和2年度

第5回和歌山市農業委員会議事録

報告事項	農地法第3条の3第1項の規定による届出について
報告事項	農地賃貸借契約等登録台帳の賃借人名義変更について
報告事項	農地法第18条第6項の規定による通知について
報告事項	農地法施行規則第29条第1号の規定による届出について
報告事項	認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置について
報告事項	農地法第4条第1項の規定による農地転用届出について
報告事項	農地法第5条第1項の規定による農地転用届出について
報告事項	農用地利用配分計画の認可について
議案第1号	農地法第2条の農地でない旨の証明願について
議案第2号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第3号	事業計画変更申請に対する意見について
議案第4号	農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について
議案第5号	農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
議案第6号	農用地利用集積計画について
議案第7号	非農地証明の基準の一部変更について

出席委員(19名)

1番 湯川 德弘

2番 辻本 傑

3番 笠野喜久雄

4番 山本 茂樹

5番 藤田 城司

6番 古川 祐典

7番 土橋 ひさ

8番 谷河 績

9番 吉中 雅三

10番 中村 弘

11番 廣井 伸多

12番 大河内壽一

13番 曽根 光彦

14番 岩橋 章

15番 丸山 勝

16番 中尾 友紀

17番 坂東 紀好

18番 吉川 松男

19番 岩橋 章博

出席職員

農業委員会事務局

局 長 東山 雅彦

課 長 奥谷 知彦

副 課 長 山本 哲也

班 長 中川 拓哉

事務主査 西森 和子

事務主査 中谷 雅昭

事務主任 殿元 輝之

◆東山局長 定刻が参りましたので、第5 力を発生させるものではありません。 回農業委員会総会を開催させていただきま す。

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、 が耕作するとのことです。以上です。 換気を行っています。また、総会時間の短 縮も図りたいと思いますので、ご理解、ご 協力をお願いします。審議が長時間に及ぶ 場合は、適宜休憩をはさみたいと思います のでよろしくお願いします。それでは、谷 河会長よろしくお願いします。

◆会長(谷河 績) 本日、総会終了後、 農業者年金制度について、和歌山県農業会 議から講師をお招きして研修を行いますの で、引き続きよろしくお願いします。

開会いたします。出席委員は19名中 19名で、定足数に達しておりますので、 総会は成立しています。

去る10月28日、古川委員、大河内委 員、曽根委員によりまして現地調査並びに 事情聴取が行われています。後ほど報告方 よろしくお願いします。

また、農業委員会会議規則第17条第2 項に規定する議事録署名委員は、中村委員、 の合意解約通知で3件ありました。 廣井委員にお願いします。

それでは報告事項より始めさせていただ

報告事項 農地法第3条の3第1項の規 定による届出について、説明いたします。

◆西森主査 番外、説明いたします。

本件は、農地法第3条の3第1項の規定 による届出があったもので、16件ありま した。相続による所有権の取得が15件、 時効取得による所有権の取得が1件です。

また、本届出に対して受理書を交付して 号の規定による届出について、説明いたし

13時00分 開会 おりますが、本受理書は権利の移動等の効

なお、市外に在住の方が相続された件に ついて、No. 10は市内に居住する母親

◆会長(谷河 績) この報告事項につい て、ご了承いただけますか。

「ハイと言うものあり」

それでは、ご了承いただけたことといた します。

報告事項 農地賃貸借契約等登録台帳の 賃借人名義変更について、説明いたします。

◆殿元主任 番外、説明いたします。

農地賃貸借契約等登録台帳の賃借人の名 義変更が1件ありました。以上です。

ただいまより、第5回農業委員会総会を ◆会長(谷河 績) この報告事項につい て、ご了承いただけますか。

「ハイと言うものあり」

それでは、ご了承いただけたことといた します。

報告事項 農地法第18条第6項の規定 による通知について、説明いたします。

◆殿元主任 番外、説明いたします。

本件は、農地法第18条第6項の賃貸借

なお、No. 1及びNo. 2については 利用権の解約で、No. 2については農地 法第5条許可申請のNo. 4と関連です。 以上です。

◆会長(谷河 績) この報告事項につい て、ご了承いただけますか。

「ハイと言うものあり」

それでは、ご了承いただけたことといた します。

報告事項 農地法施行規則第29条第1

ます。

◆殿元主任 番外、説明いたします。

本件は、農地法施行規則第29条第1号 に規定する農業用施設の届出が3件ありま した。

No.1申請地は安原地区・・・、安原 小学校から南東約・・・mに位置します。 申請人は、経営面積・・・㎡を有する農家 です。農作業で使用する農業用道路として 使用するため、今回届出に至りました。

No. 2申請地は紀伊地区・・・、県立 和歌山盲学校から北約・・・mに位置しま す。申請人は、経営面積・・・m²を有する 農家です。農作業で使用する農機具を収納 するための農業用倉庫を建築するため、今 回届出に至りました。

No. 3申請地は紀伊地区・・・、北コ ミュニティセンターから南東約・・・mに 位置します。申請人は、経営面積・・・㎡ を有する農家です。農作業で使用するトラ クター駐車用の農業用駐車場として使用す るため、今回届出に至りました。以上です。 内の農地転用の届出で6件ありました。令 ◆会長(谷河 績) この報告事項につい て、ご了承いただけますか。

「ハイと言うものあり」

それでは、ご了承いただけたことといたて、ご了承いただけますか。 します。

報告事項 認定電気通信事業者の行う中 継施設等の設置について、説明いたします。 します。 ◆殿元主任 番外、説明いたします。

本件は、農地法施行規則第29条第16 号に規定する認定電気通信事業の中継施設 の設置についての届出で2件ありました。

No. 1申請地は、安原地区・・・、安 ります。設置者は、・・・です。

携帯電話用無線中継基地局を設置すること により、地域の携帯電話サービスの品質向 上を図るため、転用するものです。なお、 賃借権設定です。

No. 2申請地は、東山東地区・・・、 伊太祈曽神社から南東約・・・mに位置し ております。設置者は、・・・です。携帯 電話用無線中継基地局を設置することによ り、地域の携帯電話サービスの品質向上を 図るため、転用するものです。なお、賃借 権設定です。以上です。

◆会長(谷河 績) この報告事項につい て、ご了承いただけますか。

「ハイと言うものあり」

それでは、ご了承いただけたことといた します。

報告事項 農地法第4条第1項の規定に よる農地転用届出について、説明いたしま す。

◆殿元主任 番外、説明いたします。

本件は、農地法第4条による市街化区域 和2年10月19日、29日付で受理通知 書を交付しています。以上です。

◆会長(谷河 績) この報告事項につい

「ハイと言うものあり」

それでは、ご了承いただけたことといた

報告事項 農地法第5条第1項の規定に よる農地転用届出について、説明いたしま す。

◆殿元主任 番外、説明いたします。

本件は、農地法第5条による市街化区域 原小学校から南東約・・・mに位置してお 内の農地転用の届出で5件ありました。令 和2年10月9日及び29日付で受理通知 書を交付しています。

なお、No. 1、4は開発許可済です。 以上です。

◆会長(谷河 績) この報告事項につい て、ご了承いただけますか。

「ハイと言うものあり」

それでは、ご了承いただけたことといた します。

報告事項 農用地利用配分計画の認可に ついて、説明いたします。

◆西森主査 番外、説明いたします。

本件は、農地中間管理事業の推進に関す ◆殿元主任 番外、説明いたします。 る法律第18条第4項の規定に基づき、県 知事より認可されたもので、3件ありまし た。面積は田が5,121㎡です。なお、 令和2年9月29日付けで県知事による認 可済みです。以上です。

◆会長(谷河 績) この報告事項につい て、ご了承いただけますか。

「ハイと言うものあり」

それでは、ご了承いただけたことといた要件の全てを満たしています。

議案第1号 農地法第2条の農地でない 旨の証明願について、提案いたします。

◆殿元主任 番外、説明いたします。

基準に基づき、証明願の提出が3件ござい ました。

て利用している。

No. 2平成7年頃より山林化している。 No. 3昭和49年頃より山林化してい る。また、No. 1については、非農地証 明の交付条件(5)の土地であって(7) から(9)の条件を満たしていると思われ でいましたが、・・・の・・・に出荷した ます。No2、3については、非農地証明 い希望があり、・・・の・・・になる必要

の交付条件(4)の土地であって(7)か ら(9)の条件を満たしていると思われま す。以上です。

◆会長(谷河 績) 議案第1号について、 説明が終わりましたが、この議案について、 何かご意見、ご質問ございませんか。

「異議なし、との声」

ご意見、ご質問がないようでございます ので、議案第1号は可決と決定しました。

議案第2号 農地法第3条の規定による 許可申請について、提案いたします。

本件は、農地法第3条の規定に基づく許 可申請で2件ありました。

調査の結果、耕作等に支障がないこと、 当該農地の権利を取得しようとする者は、 下限面積要件を満たし、その取得後におい て全ての農地を効率的に耕作し、農作業に 常時従事すると認められるなど、農地法第 3条第2項各号には該当しないため、許可

また、No. 1については市内新規就農と なるため、現地調査ならびに事情聴取を行 っております。本案件については担当の委 員から報告があります。以上です。

- 本件につきましては、非農地証明の交付 ◆会長(谷河 績) No. 1につきまし て、現地調査並びに事情聴取を行っていま すので大河内委員さん報告願います。
- No. 1昭和49年頃から鉄道用地とし ◆12番(大河内壽一) No. 1につい て、説明します。

本件申請について10月28日に私と曽 根委員、古川委員と共に現地調査及び事情 聴取を実施しています。

譲受人・・・氏は、・・・で農業を営ん

があるため、・・・に・・・し、柿、キュので、議案第3号は可決と決定しました。 ウイ等を約・・・㎡について妻と息子夫婦 とともに耕作しています。なお、息子夫婦 は新規就農するため、・・・の農家で指導 を受けているとのことです。

申請農地の状況についても、特に問題は 無いと思われますが皆様の慎重なご審議の 程宜しくお願い致します。

◆会長(谷河 績) ありがとうございま した。議案第2号について、説明、報告が 終わりましたが、この議案について、何か ご意見、ご質問ございませんか。

「異議なし、との声」

ご意見、ご質問がないようでございます ので、議案第2号は可決と決定しました。

議案第3号 事業計画変更申請に対する 意見について、提案いたします。

◆殿元主任 番外、説明いたします。

申請地の場所を示した簡易地図を議案と 共に配布していますので合わせてご覧くだ

No. 1申請地は、直川地区・・・、直 川小学校から北西約・・・mに位置し、市 街地に近接する区域内でその規模がおおむ ね10ha未満のため第2種農地に該当し ます。本案件は・・・で和歌山県より転用 許可がおりています。当初計画者であった 人物が・・・、本件事業の継続が不可能に なったため、新たに本件事業を希望する人 物へ承継するため申請するものです。以上 です。

説明が終わりましたが、この議案について、 さい。 何かご意見、ご質問ございませんか。

「異議なし、との声」

議案第4号 農地法第4条第1項の規定 による許可申請に対する意見について、提 案いたします。

◆殿元主任 番外、説明いたします。

申請地の場所を示した簡易地図を議案と 共に配布していますので合わせてご覧くだ さい。

No. 1から3申請地は、岡崎地 区・・・、岡崎小学校から北西約・・・m に位置し、市街地に近接する区域内でその 規模がおおむね10ha未満のため第2種 農地に該当します。現状、木が生い茂り、 山林化しており、農地への原状回復が困難 な状態であります。今回、邪魔な樹木を伐 採し、草を刈り取って、新たにヤマボウシ やシマトネリコ等の植林を行うことで山林 として保全管理をする目的で転用申請に至 ったものです。以上です。

◆会長(谷河 績) ありがとうございま した。議案第4号について、説明、報告が 終わりましたが、この議案について、何か ご意見、ご質問ございませんか。

「異議なし、との声」

ご意見、ご質問がないようでございます ので、議案第4号は可決と決定しました。

議案第5号 農地法第5条第1項の規定 による許可申請に対する意見について、提 案いたします。

◆殿元主任 番外、説明いたします。

申請地の場所を示した簡易地図を議案と ◆会長(谷河 績) 議案第3号について、 共に配布していますので合わせてご覧くだ

No. 1申請地は、安原地区・・・、安 原小学校から南西約・・・mに位置し、お ご意見、ご質問がないようでございます おむね10ha以上の規模の一団の農地の が、集落に接続される住宅その他日常生活 上又は業務上必要な施設であり、不許可の 例外に該当します。

申請人は・・・ほか・・・、・・など の事業を行っている・・・の・・・です。 現在事業拡大が順調であり、土木資材、管 財などを保管するための場所や従業員用の 駐車スペースが不足しているため、会社か ら距離の近い当申請地を露天資材置場及び 露天駐車場へ転用申請するものです。

No. 2申請地は、川永地区・・・、誠 祐記念病院から東約・・・mに位置し、お おむね10ha以上の規模の一団の農地の 区域内にあるため第1種農地に該当します が、集落に接続される住宅その他日常生活 上又は業務上必要な施設であり、不許可の 例外に該当します。

申請人は新設の・・・による・・・や各 ・・・に対する・・・等を行っている・・ です。申請地隣接西側に当法人所有の建 物があり、そこで保育士の研修や幼児と親 子のふれあい等を実施する際に駐車スペー スを確保するため、申請地を露天駐車場へ 転用申請するものです。

No. 3申請地は、小倉地区・・・、小 倉小学校から南西約・・・mに位置し、お おむね10ha以上の規模の一団の農地の 区域内にあるため第1種農地に該当します が、特別な立地条件を必要とする施設、沿 道の流通業務施設に該当するため、不許可 の例外に該当します。

申請人は・・・に拠点を置く・・・で全 国多方面に・・・、・・・、・・関係を扱 う・・・です。事業拡大するにあたり、イ て説明いたします。 ンターチェンジに近く、付近に住宅が少な

区域内にあるため第1種農地に該当します くある程度の面積が確保できる申請地を露 天駐車場として転用するため申請するもの です。なお、事務所用地に関しては当申請 地の南側の地目、宅地の土地を購入し建築 するとのことです。また、当案件は令和2 年6月15日付で農用地区域を除外してお ります。

> No. 4申請地は、小倉地区・・・、大 垣内文化会館から西約・・・mに位置し、 おおむね10ha以上の規模の一団の農地 の区域内にあるため第1種農地に該当しま すが、集落に接続される住宅その他日常生 活上又は業務上必要な施設であり、不許可 の例外に該当します。

> 申請人の・・・と・・・が申請地の近く に居住しており、将来的に・・・や、農業 を手伝いたいとの思いから実家にも近く農 地にも近い申請地を個人住宅へ転用するた め申請するものです。なお、開発許可申請 中です。以上の案件については一般基準を 満たしています。以上です。

> ◆会長(谷河 績) ありがとうございま した。議案第5号について、説明、報告が 終わりましたが、この議案について、何か ご意見、ご質問ございませんか。

「異議なし、との声」

ご意見、ご質問がないようでございます ので、議案第5号は可決と決定しました。

議案第6号 農用地利用集積計画につい て、提案いたします。

No. 20を先議とさせていただきます。 湯川委員一時退席お願いします。

◆西森主査 番外、説明いたします。 先議のため議案第6号No. 20につい

本件は、農業経営基盤強化促進法第18

条第1項の規定による農用地利用集積計画 に基づく利用権の設定です。新規の契約で、 使用貸借権、期間は2年、地目は田、面積 は718㎡です。以上です。

◆会長(谷河 績) 議案第6号No.2 0について説明が終わりましたが、この議 更について、提案いたします。 案について、何かご意見、ご質問ございま せんか。

「異議なし、との声」

ご意見、ご質問がないようでございます ので、議案第6号No. 20は可決と決定 しました。

◆西森主査 番外、説明いたします。

議案第6号No. 20以外について説明 いたします。

本件は、農業経営基盤強化促進法第18 条第1項の規定による農用地利用集積計画 に基づく利用権の設定で、新規の契約が3 4件ございました。賃借権が2件、使用貸 を得ず、非農地証明を発行しています。 借権が32件の設定です。貸借期間は議案 書のとおりです。また、No. 1からNo. る一方で、登記と現況の不整合を修正する 19、No. 21からNo. 28について は、農業委員会による利用権の新規設定、 No. 29からNo. 32については、実 質的な農地中間管理事業での再設定、No. しい運用ルールについては予め配布させて 33からNo. 35については農地中間管 理事業による新規の設定です。面積は、田 が78,087㎡、畑が4,941㎡、合 計面積が83,028㎡です。

また、うち農地中間管理事業による設定 が7件あり、面積は田が11,885㎡で す。以上です。

◆会長(谷河 績) 議案第6号No. 2 0以外について、説明が終わりましたが、 この議案について、何かご意見、ご質問ご ざいませんか。

「異議なし、との声」

ご意見、ご質問がないようでございます ので、議案第6号No. 20以外を可決と 決定しました。

議案第7号 非農地証明の基準の一部変

まずは、農地問題調査研究小委員会で審 議を重ねてきたところであり、その結果に ついて、岩橋委員長報告願います。

◆14番(岩橋 章) 今回、農地小委員 会では違反転用案件の取り扱いについて検 討し、今後、確実に農業委員会が是正指導 を実施できるよう運用ルールを見直しまし た。本来、正式な転用許可を得ずに行われ た人為的な転用については、農業委員会が 違反転用として指導し、是正されるべきも のでありますが、20年以上経過してしま ったものついては、一定の条件の下、やむ 今回、違反転用の指導をより厳密に実施す

目的とのバランスを保つため非農地証明の 交付基準の一部変更を提案する次第です。

なお、違反転用の取り扱いについての新 いただいたカラー刷りの資料をもとに後で 説明させていただきます。

それでは非農地証明の基準の一部変更に ついて事務局より説明をいたしますので、 各農業委員様の慎重なご審議の程、よろし くお願いいたします。

- ◆会長(谷河 績) 続いて、事務局から 別紙について補足説明願います。
- ◆殿元主任 番外、説明いたします。

非農地証明の基準の一部変更という別紙 を議案とともに配布しておりますので合わ

せてご覧ください。

非農地証明交付基準の(5)の注釈3の 変更になります。現行の基準内容を読み上 げます。

(5) 人為的に転用した土地で、転用事 実行為から既に20年以上経過し、(注 3) 復元が困難であり、(注4) 農地行政上、 特に支障がないと認められる土地(注3) 復元が困難とは、土地の大部分に建物が建 設されている、コンクリート等で全面舗装 されているなど容易に農地に戻せない状態 をいいます。地面が土 (バラスも含む。) のもの、地面が土のまま資材置場・駐車場 等に使われているもの、土地の一部がコン クリート舗装等のものについては証明でき ません。ここから現行の(注3)の内容を 削除して(5)人為的に転用した土地で、 転用事実行為から既に20年以上経過し、 復元が困難で容易に農地に戻せない状態で あり、(注3)農地行政上、特に支障がな いと認められる土地とします。

施行日は令和3年4月1日とします。 以上です。

◆会長(谷河 績) ありがとうございました。議案第7号について、説明、報告が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

「異議なし、との声」

ご意見、ご質問がないようでございます ので、議案第7号は可決と決定しました。

◆会長(谷河 績) 他に何かございませんか。

「なし、との声」

それでは、ご質問がないようでございま すので、第5回総会を閉会いたします。